

## 役員等の報酬に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人やまびこ福祉会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規定において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、次の通り報酬を支給する。

- 2 役員等が理事会及び評議員会へ出席したとき。
- 3 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合。
- 4 理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合。
- 5 監事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合。
- 6 理事長に対し、同条第2項、第3項に該当する場合に、各年度において報酬総額が6万円（手取り額）を超えない範囲とする。
- 7 理事及び監事に対し、同条第2項、第4項、第5項に該当する場合に、各年度の一人当たりの報酬総額が3万円（手取り額）を超えない範囲とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、施設長等及び職員を兼務する理事は、報酬を支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬の支給時期は、前条第2項から第5項に該当する当該会議への出席及び業務にあたった日に、日額3千円（手取り額）を支給する。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(公表)

第5条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成29年6月19日から施行する。